

さらに

身近な議会へ

議会基本条例 全会一致可決

議会改革の道しるべとなる議会基本条例の制定にむけて、本年2月より議論を続けてきましたが、今回9月議会において全議員賛同のもと可決しました。（平成24年1月1日施行予定）

条例文は、議会及び議員の基本的な活動として定めてありますが、特に年一回以上の町民に対する議会報告会を義務付けし、さらに身近な議会および議員として、町民の福祉の向上と豊かなまちづくりに努めて参ります。

議会基本条例とは？

議会基本条例とは、分権時代にふさわしい議会としての役割、機能を果たすために定められたもので、北海道栗山町が平成18年5月に全国に先駆けて制定しました。首長らが条例案を説明し、議員は質問するだけという地方議会のあり方を見直し、議員間の活発な論議を促し、議会の持つ二元代表制としての機能を十分果たすため制定されています。

現在のところ、都道府県で15、市が98、町が51、村が4の合計168自治体が制定しています。（平成23年3月8日現在）

鹿児島県では、県議会をはじめ、3市・4町が制定しています。（平成23年9月21日現在）

大崎町議会基本条例 要旨抜粋

第1条（目的）

活力ある豊かな地域づくりと町民の福祉向上に努める。

第2条（議会の活動原則）

公平・公正で町民に一層開かれた議会をめざす。

第3条（議員の活動原則）

議員は、町民全体の福祉向上をめざし、町民の代表としてふさわしい活動をする。

第4条（町民参加及び町民との連携）

年一回以上の議会報告会など、情報公開と説明責任を果たす。

第5条（町長等と議会及び議員の関係）

本会議・委員会における町長等の議員への反問権の付与。

第8条（議会の合意形成）

議員間の自由討議を経て合意形成を図る。

第9条（議会図書室の設置・公開）

議会図書室をさらに充実し、会議録などを広く公開する。

第10条（議会広報の充実）

多様な広報手段を活用し、町民が町政・議会に関心を持つよう努める。

第11条（議員定数）

行財政改革の視点だけでなく、二元代表制の役割等を考慮する。

第12条（議員の政治倫理）

議員としての政治倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動する。

第13条（最高規範性）

本基本条例が議会運営における最高規範と定める。